基本目標2

健康でいきいきと 暮らせるまち

政策 2-1 健康づくりの推進と医療体制の充実

政策 2-2 高齢者が暮らしやすいまちづくり

政策 2-3 障がい者が暮らしやすいまちづくり

政策 2-4 暮らしのセーフティネットの充実



基本目標2 健康でいきいきと暮らせるまち

☆第2-1 健康づくりの推進と医療体制の充実

施策1 健康づくりの推進

施策3 医療体制の充実

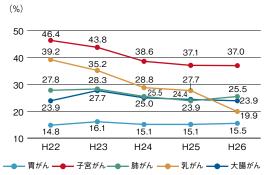
施策2 スポーツの振興

本市の現状・課題

- ●平均寿命が延びる中、健康で自立した生活をおくることができる期間である「健康寿命」を延ばすことが重要になっており、平均寿命と健康寿命の差をいかに縮めるかが 課題となっています。
- ●本市における主な死因は、悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病となっています。特定健診*1やがん検診の受診率については、国の目標値(特定健診は60%、がん検診は50%*2)を大きく下回っており、今後、受診率向上に向けて、より一層の普及啓発活動等に努める必要があります。
- ■スポーツ志向や健康志向の高まりを背景に、スポーツに取り組む人の割合は増加しています。本市では、市民スポーツ大会、ロードレース大会など、市民が気軽に参加できるスポーツイベントを開催するなど、生涯スポーツの普及と参加機会の提供に努めています。一方で、生涯スポーツの担い手であるスポーツ指導者の高齢化が進んでおり、若い指導者の育成・確保が必要となっています。
- ●市立大村市民病院は、平成20年に公設民営方式の指定管理者制度を導入し、運営体制の強化や医療水準の向上を推進してきました。現在、地域医療の中核病院としての更なる機能強化に向け、平成29年4月の開院を目指し改築を行っています。

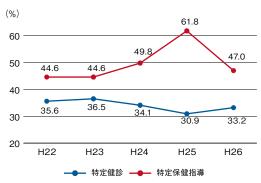
- ※1 特定健診: 40歳~74歳の方を対象に、メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群) に着目して生活習慣病のリスクの有無を検査し、リスクがある方の生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けてもらうことを目的とした健康診査。
- ※2 がん検診の受診目標値:平成24年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」による。受診率を5年以内に 50%(胃、肺、大腸については当面40%)とすることを目標としている。

(1)がん検診受診率



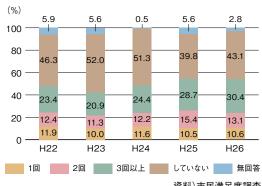
資料)長崎県「がん対策情報システム」

(2)特定健診受診率·特定保健指導実施率



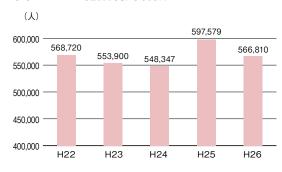
資料)大村市国保けんこう課

(3)スポーツをする人の割合(週当たり)



資料)市民満足度調査

(4)スポーツ施設利用者数



資料)おおむらの統計

施策の体系

政策2-1 健康づくりの推進と医療体制の充実

健康づくりの推進

施策の方針・指標

身体と心の健康づくりや食育の推進など、市民の健康寿命を延ばす取組を推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
健康づくり推進員が計画した活動への参加者数(人/年)	16,294(H26年)	17,300(H32年)
食育に関するボランティア等の人数(人)	199(H26年)	200(H32年)
健康づくり応援の店*1の登録店舗数(店)	21 (H26年)	58(H32年)
特定健診の受診率(%)	33.2(H26年)	63.0(H32年)

施策の概要

■ みんなで取り組む健康づくり

「自分の健康は自分でつくる」を基本に、一人ひとりが自分の心身の状態を知り、適切な生活 習慣を維持できるよう、健康についての情報発信や特定健診・がん検診、健康教室、各種イベ ント等を実施します。

また、市民の健康づくりをサポートできる人材や組織を育成し、近隣住民とともに活動することで、みんなで楽しみながら取り組む健康づくりを推進します。

2 食育の推進

市民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を営めるよう、食育についての情報発信や食育活動を推進します。

また、関係機関や団体等が連携・協力しながら、市民が自ら食育推進のための活動を実践できるような社会環境づくりに取り組みます。

🛾 歯・口腔の健康づくり

健康な歯を保ち、食生活を楽しみながら、いきいきと暮らすことができるよう、「むし歯」と 「歯周病」の予防等について、検診や情報発信等を推進します。

🛮 いのちを守る自殺対策の推進

市民一人ひとりが、身近な人の悩みや心の危険信号などの自殺のサインに気づき、ゲートキーパー*2の役割を担えるように啓発活動を行います。

また、関係機関や団体とのネットワークを更に強化し、官民一体となって自殺対策を推進します。

- ※1 健康づくり応援の店:飲食店やそうざい店などで、メニューの栄養成分表示やヘルシーメニューの提供、ヘルシーオーダーへの対応など、市民の健康づくりを応援してくれるお店。
- ※2 ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切に対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)することができる人。

施策2 スポーツの振興

施策の方針・指標

スポーツへの参加促進や指導者の育成を図り、生涯スポーツ及び競技スポーツを推進します。また、スポーツ施設を充実するなど、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境を整えます。

指標	基準値 (基準年)	目標値(目標年)
スポーツイベントの参加者数(人/年)	5,488 (H26年)	7,500 (H32年)
公認のスポーツ指導者登録数(人)	152 (H26年)	170 (H32年)
スポーツ競技団体の加入者数(人)	9,259 (H26年)	10,000 (H32年)
成人の週1回スポーツ実施率(%)	54.1 (H26年)	57.0 (H32年)
体育施設の利用者数(人/年)	439,954 (H26年)	450,000 (H32年)

施策の概要

■ スポーツへの参加促進

生涯を通して気軽にスポーツを楽しむことができるよう、市民スポーツ大会、ロードレース大会など、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できる市民参加型のスポーツイベントの開催や、地域のスポーツ大会などの支援を行います。

2 指導者の育成

生涯スポーツの担い手となる指導者の育成を図るため、日本体育協会公認資格などの取得 支援や、県と連携した研修の充実による指導者の育成、確保に努めます。

競技スポーツの推進

競技力の向上を目指し、市体育協会と連携し競技スポーツ団体の育成を図り、優れた指導者 や競技者の養成に努めます。

また、全国レベルの大会やスポーツ合宿を誘致するなど、多様な交流を通じた競技力の向上 を図ります。

△ スポーツ施設の充実と利用促進

市民のスポーツ活動の場となるスポーツ施設の充実を図るため、総合運動公園の早期整備や老朽化した施設・設備の計画的な改修と適正な維持管理に努めます。

また、スポーツ施設の利用促進を図るため、適切な運営管理を行うとともに、予約システム等の充実を図ります。

政策2-1 健康づくりの推進と医療体制の充実

施策3 医療体制の充実

施策の方針・指標

救急医療体制の充実を図るとともに、市民病院の医療サービス向上に努めます。

指 標	基準値 (基準年)	目標値(目標年)
休日·夜間における外来患者数(人/年) (当番医と夜間初期診療センターの合計人数)	10,051 (H26年)	11,000(H32年)
市民病院の外来患者数(人/年)	73,986(H26年)	78,300(H32年)

施策の概要

■ 安心して受診できる体制づくり

休日や夜間に市民が安心して医療機関を受診できるよう、大村市夜間初期診療センター、 民間医療機関、市立大村市民病院及び国立病院機構長崎医療センターの連携を強化します。 また、日頃から安心して受診できる身近な「かかりつけ医」の普及促進に努めます。

2 市民病院の機能充実

老朽化した市立大村市民病院を改築し、病院機能の充実を図るとともに、地域医療の中核病院として、「市民の生命と健康を守り、地域に根ざし、市民に信頼される病院」づくりを進めます。

基本目標2

健康でいきいきと暮らせるまち

☆第2-2 高齢者が暮らしやすいまちづくり

施策 1 地域包括ケアシステムの推進体制の確立

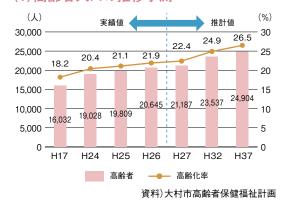
施策3 高齢者を地域で支える体制の整備

施策2 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進

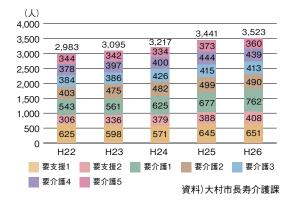
本市の現状・課題

- ●高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、高齢者のニーズに応じて、医療や介護・看護、生活支援、住まいを適切に組み合わせて提供することができる地域包括ケアシステムの構築を進めています。
- ●高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者や介護給付費は今後も増加することが 予測されています。このため、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、健康づく り、さらに介護予防に重点を置いた取組を進める必要があります。
- ●高齢者のみの世帯や高齢者の一人暮らしの世帯が増加傾向にあるなど、高齢者の生活を取り巻く社会環境の変化や社会保障制度等の動向を踏まえながら、認知症対策への取組や住民相互の支え合い活動を推進する必要があります。

(1) 高齢者人口の推移予測



(2)要支援·要介護認定者



施策の体系

政策2-2

高齢者が暮らしやすいまちづくり 施策 1 地域包括ケアシステムの推進体制の確立 ■ 地域包括ケアシステムの推進体制の確立 施策 2 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進 ■ 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 図 高齢期の身体機能の低下抑制と健康づくり 3 市民主体の健康づくり 4 高齢者の歯・口腔の健康づくり 施策 3 高齢者を地域で支える体制の整備 ■ 地域包括支援センターの機能強化 2 認知症総合支援対策の推進 3 地域の拠点施設等の整備 4 地域の支え合い活動の推進

政策2-2 高齢者が暮らしやすいまちづくり

施策1 地域包括ケアシステムの推進体制の確立

施策の方針・指標

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進するとともに、中心市街地に地域包括ケアシステムの推進拠点を整備します。

指 標	基準値 (基準年)	目標値(目標年)
小規模多機能型居宅介護事業所数(事業所)	6 (H26年)	12 (H32年)

施策の概要

■ 地域包括ケアシステムの推進体制の確立

誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療や介護・看護、生活支援など、地域の包括的な支援やサービス提供のネットワークである地域包括ケアシステムの構築を目指し、関係機関との連携を強化します。

また、中心市街地に関係機関の誘導を図り、地域包括ケアシステムの拠点施設の整備を推進します。

政策2-2 高齢者が暮らしやすいまちづくり

№第2 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進

施策の方針・指標

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図るとともに、身体機能の低下抑制及び 歯・口腔の健康づくりを推進します。

指 標	基準値 (基準年)	目標値(目標年)
介護予防教室の利用者数(人/年)	1,878(H26年)	3,000(H32年)
シルバー人材センター会員の就業延べ人員数(人)	52,838(H26年)	61,000(H32年)

施策の概要

■ 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者一人ひとりが生きがいを感じながら社会生活を営むことができるよう、仲間づくりや 生涯現役として活動できる環境づくりに取り組みます。

🛮 高齢期の身体機能の低下抑制と健康づくり

加齢による身体機能の低下や生活習慣病の発症による要介護化を予防するため、壮年期からの身体機能の低下抑制や規則正しい生活習慣の継続を促進し、介護予防と生活習慣病予防を連動させた総合的な健康づくりを支援します。

🛾 市民主体の健康づくり

市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、身近な地域で楽しく健康づくりを続けることができるパートナーとして、健康づくりに携わるボランティアの育成を図ります。

また、町内会やボランティア団体などと連携した健康づくりに取り組み、高齢者の更なる健康の維持・増進を図ります。

▲ 高齢者の歯・口腔の健康づくり

歯周病や歯の喪失、口腔機能の低下を予防するために、口腔ケアの重要性の普及啓発に取り組むとともに、歯や口腔機能の維持・向上などを目的とする介護予防事業の取組を推進します。

施策3 高齢者を地域で支える体制の整備

施策の方針・指標

地域包括支援センターの機能を強化するとともに、認知症総合支援対策を推進します。また、高齢者を地域で支える拠点施設等の整備に加え、地域の支え合い活動を推進します。

指標	基準値 (基準年)	目標値(目標年)
認知症総合相談センターの相談件数(件/年)	138 (H27年)	200 (H32年)
老人クラブ連合会の加入者数(人)	3,644 (H26年)	4,693 (H32年)

施策の概要

■ 地域包括支援センターの機能強化

高齢者の健康の保持及び生活の安定のために、リハビリテーションや栄養管理、口腔ケア等に関する専門職を配置するなど、地域包括支援センターの体制と機能を強化します。

また、地域が主体となった介護予防などの地域支援事業を推進します。

2 認知症総合支援対策の推進

認知症の早期発見と重度化の予防に加え、認知症の正しい理解と予防に関する意識啓発を 促進するため、「認知症総合相談センター」を開設します。

また、認知症高齢者やその家族が地域で気軽に活動できる拠点「認知症サロン」を活用するとともに、認知症支援リーダー*1及び認知症サポーター*2の育成を強化するなど、認知症高齢者とその家族を見守り支える体制を整備します。

^{※1} 認知症支援リーダー: 大村市と大村市医師会の共催による介護・医療従事者に対する認知症支援リーダー養成研修の基礎研修課程を修了した人。

^{※2} 認知症サポーター:全国キャラバンメイト連絡協議会が実施する認知症サポーター養成講座を受講した人。

政策2-2 高齢者が暮らしやすいまちづくり

応策3 高齢者を地域で支える体制の整備

🛭 地域の拠点施設等の整備

高齢者を地域で支える体制を整備するために、リハビリテーションや介護予防、介護支援のための通所系サービス施設のほか、高齢者の住まいの確保を含めた入所系施設、さらには地域密着型サービス*1施設などの確保を計画的に進めます。

■ 地域の支え合い活動の推進

高齢者が生きがいづくりや仲間づくりなどに取り組めるよう、老人クラブや公民館活動の支援を行います。

また、家庭介護や地域介護を支える人材確保のための各種講習会等の開催のほか、高齢者に関する防災活動を支援するなど、地域ぐるみの支え合い体制の強化を図ります。



老人クラブ連合会スポーツ大会

※1 地域密着型サービス:介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービス。

健康でいきいきと暮らせるまち

☆第2-3 障がい者が暮らしやすいまちづくり

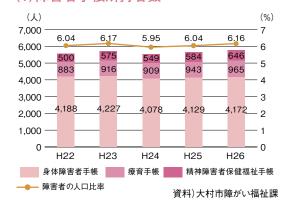
施策 1 障がい者の自立支援の充実

施策2 障がい者の社会参加の促進

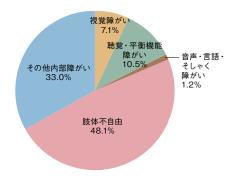
本市の現状・課題

- ●障害者手帳(身体・療育・精神)所持者は、過去5年間においては、ほぼ横ばいで推移しています。障がい者が安心して自立した生活を送るためには、相談支援体制の充実を図るとともに、障がいの早期発見・早期治療(療育)、生活支援、障がいや障がい者に対する理解促進に努めることが必要です。
- ●障害者雇用促進法では、事業主に対し、法定雇用率^{※1}以上の割合で障がい者を雇う ことを義務付けていますが、障がい者の雇用環境はいまだ厳しい状況にあります。障 がい者の生活を安定させる上で、就労に向けた取組を更に拡大させていく必要があり ます。
- ●障がい者が日常生活を送る中で、まだ様々な障壁 (バリア) が存在しています。 障がい 者の社会参加を促進するための環境整備が必要です。

(1)障害者手帳所持者数



(2)身体障がいの種類別の比較



資料)大村市障害福祉計画(第4期計画)

※1 法定雇用率: 常時雇用する従業員が50人以上である民間企業の場合、2.0%。

施策の体系

政策2-3 障がい者が暮らしやすいまちづくり 施策 1 障がい者の自立支援の充実 1 相談支援体制の充実・強化 2 日常生活を支援するサービス等の充実 3 就労支援の充実 4 障がい児支援の充実 施策 2 障がい者の社会参加の促進 2 生活しやすい環境づくり 3 健康づくりの促進 4 地域で支え合う体制づくり

政策2-3 障がい者が暮らしやすいまちづくり

障がい者の自立支援の充実

施策の方針・指標

障がい者の相談支援体制を充実・強化し、それぞれの障がいに応じたサービス等を充実 させるとともに、就労支援、障がい児支援の充実を図ります。

指 標	基準値 (基準年)	目標値(目標年)
同行援護 ^{*1} 及び移動支援 ^{*2} の給付者数(人)	89(H26年)	116(H32年)
障害者就労施設等からの市役所の優先調達額	F 100(U26年)	10.200(1122年)
(千円)(国体関連発注額を除く)	5,100(H26年)	10,200(H32年)

施策の概要

■ 相談支援体制の充実・強化

障がい者の相談支援体制を充実・強化するため、相談支援事業者、サービス提供事業者、民 生委員、ボランティアなどとの連携を強化するとともに、相談支援専門員のスキルアップなどを 図ります。

また、障がい者の人権や権利を擁護するため、虐待防止対策と成年後見制度の活用促進に 取り組みます。

2 日常生活を支援するサービス等の充実

障がい者の日常生活を支援するため、生活介護、自立訓練などの日中活動系サービス*3や居 宅介護などの訪問系サービス*4等の充実を図ります。

また、短期入所や移動支援、日中一時支援事業**5などにより、家族等の負担を軽減します。

- ※1 同行援護: 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行うこと。
- ※2 移動支援: 単独では外出が困難な障がい者が余暇活動等、社会参加のための外出をする際に、移動支援従事者 を派遣して移動の介助及び身の回りの介護を行うこと。
- ※3 日中活動系サービス: 障がい者が自立した社会生活を送ることを目的とした身体機能や生活能力向上のための自立訓練や、就労に必要な知識や能力の訓練を行う就労移行支援などの障害福祉サービス。
- ※4 訪問系サービス: 障がい者が日常生活を送るために必要な自宅での食事、入浴などの居宅介護や重度視覚障がい者の移動援護を行う同行援護などの障害福祉サービス。
- ※5 日中一時支援事業:日中に監護する人がいない障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とした事業。

政策2-3 障がい者が暮らしやすいまちづくり

施策1

障がい者の自立支援の充実

3 就労支援の充実

障がい者の就労機会の拡大を図るため、大村市障害者自立支援協議会やハローワークなどの関係機関と連携し、事業所等に対する障がい者雇用の啓発に取り組みます。

また、障がい者就労施設からの優先調達を推進するとともに、地域における販路拡大に努め、障がい者の所得向上による生活の安定を目指します。

4 障がい児支援の充実

障がい児の発達を促進するため、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小・中学校、療育支援 機関などが連携し、障がいの早期発見や障がい児の成長過程に応じた支援に取り組みます。

また、障がい児を持つ保護者の育児不安の解消や負担軽減を図るため、障害児一時預かり 事業**1など、障がい児家庭の支援を行います。



オレンジクローバー販売会 (障がい者福祉施設商品販売会)

※1 障害児一時預かり事業:特別な支援が必要な未就学の障がい児を保育所等で一時的に預かる事業。

障業2 障がい者の社会参加の促進

施策の方針・指標

障がい及び障がい者に対する理解を促進し、障がい者の活動環境の整備や地域における支え合いの体制づくりを進めるとともに、障がい者一人ひとりの身体と心の健康づくりに取り組みます。

指 標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
県障害者スポーツ大会参加者数 (人/年)	135 (H26年)	251 (H32年)
手話奉仕員など各種養成講座の参加者数(人/年)	60 (H26年)	95 (H32年)

施策の概要

■こころのバリアフリーの推進

障がいのある人とない人との相互理解を深める「こころのバリアフリー」を推進するため、イベントやスポーツ大会など、様々な機会を捉えて障がいに関する理解の促進や広報に努めます。

2 生活しやすい環境づくり

障がい者の社会参加を促進するため、外出支援の充実や施設のバリアフリー化などの環境 整備を進めます。

🛾 健康づくりの促進

障がい者一人ひとりが安心して社会生活を営むことができるよう、健康診査、健康相談等の 充実など、身体と心の健康づくりに取り組みます。

また、内部障がい^{※1}等の大きな原因となる高血圧、糖尿病などの生活習慣病やうつ病などの 精神疾患等について、発症や重症化の予防に努めます。

△ 地域で支え合う体制づくり

市民一人ひとりが共に支え合う地域社会を構築するため、住民参加型の福祉活動を推進し、 市内の各種福祉団体や市民活動団体等との連携強化を図ります。

また、日常生活での安全対策や災害などの緊急時に備え、安否確認や避難・誘導などを行うための支援体制づくりを進めます。

※1 内部障がい: 身体内部の臓器に障がいがあること。身体障害者福祉法では、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス (HIV) による免疫機能障がいの7つを規定している。

☆第2-4 暮らしのセーフティネットの充実

施策 1 低所得者の生活支援

施策 2 社会保険制度の安定的運営

本市の現状・課題

- ●厳しい経済情勢の影響を受けた失業や高齢者世帯の増加等により、生活保護の世帯数は増加傾向にあり、今後は、生活保護者の自立に向けた支援等きめ細かな対応を行うとともに、生活保護費の適正な給付に努める必要があります。
- ●国民健康保険の世帯数及び被保険者数は減少傾向にありますが、保険給付金額は 増加傾向にあります。国民健康保険の安定的な運営を行うためには、医療費の適正 化を図るとともに、国民健康保険税に関する意識の啓発に努める必要があります。
- ●介護給付費は年々増加しており、今後も更に増加が見込まれるため、介護予防などの 取組を行うことで介護保険の安定的な運営に努める必要があります。

(1)保護費と保護世帯数



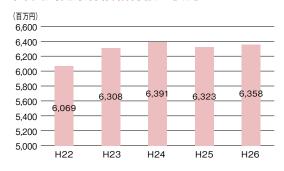
資料)大村市保護課

(2) 国民健康保険の世帯数及び被保険者数



資料)大村市国保けんこう課

(3) 国民健康保険給付額の状況



資料)大村市国保けんこう課

(4)介護給付費及び介護認定者数の推移予測



資料)大村市高齢者保健福祉計画

施策の体系

政策2-4 暮らしのセーフティネットの充実

施策 1 低所得者の生活支援

- 11 生活困窮者対策の充実
- 2 生活保護の適正な実施と自立支援

施策 2 社会保険制度の安定的運営

- 国民健康保険の安定的運営
- 2 介護保険の安定的運営

政策2-4 暮らしのセーフティネットの充実

施策1 低所得者の生活支援

施策の方針・指標

生活困窮者に対する相談体制の充実を図るとともに、生活保護の適正な実施と自立支援を推進します。

指 標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
生活保護率(%)(被保護者数/推計人口)	2.05 (H26年)	2.00 (H32年)
生活保護受給者で就労開始した人の数(人/年)	74 (H26年)	90 (H32年)

施策の概要

■生活困窮者対策の充実

生活困窮者自立支援制度^{**1}に基づき、複合的な生活の困りごと・不安を抱えている生活困窮者からの相談に包括的かつ継続的に対応し、実態把握を通じて、それぞれの状況に応じた支援を実施します。

2 生活保護の適正な実施と自立支援

生活保護の適正な実施に努めるとともに、医療費の適正化やジェネリック医薬品の使用促進等を図ります。

また、就労支援や生活指導など、被保護者の自立に向けた取組を強化します。

^{※1} 生活困窮者自立支援制度:官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する制度。

施策2 社会保険制度の安定的運営

施策の方針・指標

国民健康保険や介護保険については、制度の重要性を市民へ啓発するとともに、医療費や介護給付の適正化に取り組み、制度の安定的な運営に努めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
国民健康保険税 (現年度分) の収納率 (%)	92.45 (H26年)	94.64 (H32年)
介護保険料 (現年度分) の収納率 (%)	98.39 (H26年)	98.39 (H32年)

施策の概要

■国民健康保険の安定的運営

増大する医療費の適正化を図るため、重複・多受診者への訪問指導や生活習慣病予防のための特定保健指導等を実施し、健康管理に対する意識を浸透させるとともに、ジェネリック医薬品の使用をより一層促します。

また、保険税の確保に向けた取組として、納税に対する理解促進や意識啓発、ファイナンシャルプランナーを活用した生活改善型納税相談を行います。

なお、平成30年度からは、県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険の運営について 中心的な役割を担います。

2 介護保険の安定的運営

介護給付の適正化を図るため、定期的に介護事業所を訪問し、ケアプラン*1の点検及び高齢者の実態把握を行います。

また、サービス利用に関する高齢者の疑問点を把握し、適正なサービス利用に向けた相談や助言を行うために、介護相談員の派遣を推進します。

^{※1} ケアプラン: どのような介護保険サービス(介護サービス・介護予防サービス)を、いつ、どれだけ利用するかに関する計画。